

議案第 15 号

杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会
 教 育 長 渋谷 正 宏

(提案理由)

済美教育センターの組織機構改正に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則

杉並区立済美教育センター処務規則（平成17年杉並区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表ICT活用教育担当係長の項を削る。

第3条の表管理系の項中第11号から第13号までを削り、第14号を第11号とし、第15号を第12号とし、第16号を削り、第17号を第13号とし、同表教育相談系の項第3号中「係」を「課」に改め、同表ICT活用教育担当係長の項を削る。

第5条第1項中「杉並区教育委員会事務局教育政策担当部長」を「杉並区教育委員会事務局次長」に、「教育政策担当部長」を「事務局次長」に改め、同条第2項中「教育政策担当部長」を「事務局次長」に改める。

第6条第1項中「教育政策担当部長」を「事務局次長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(係等の設置) 第2条 センターに次の係及び担当係長を置く。 管理係 学校図書館支援担当係長 教育相談係 学びの多様化学校設置準備担当係長 教育指導係 (分掌事務) 第3条 センターの係及び担当係長の分掌事務は、次のとおりとする。 管理係 (1)～(10) 略 <u>(11)</u> 略 <u>(12)</u> 略 <u>(13)</u> 略 学校図書館支援担当係長 略 教育相談係 (1)及び(2) 略 (3) 区立学校における課題解決支援に関すること(他の<u>課</u>に属するものを除く。))。 学びの多様化学校設置準備担当係長 略 教育指導係 略 (職責) 第5条 所長は、<u>杉並区教育委員会事務局次長</u> (以下「<u>事務局次</u>	(係等の設置) 第2条 センターに次の係及び担当係長を置く。 管理係 学校図書館支援担当係長 教育相談係 学びの多様化学校設置準備担当係長 教育指導係 <u>ICT活用教育担当係長</u> (分掌事務) 第3条 センターの係及び担当係長の分掌事務は、次のとおりとする。 管理係 (1)～(10) 略 <u>(11) 教育SAT事業に関すること。</u> <u>(12) 区立学校における安全指導及び生活指導に関すること。</u> <u>(13) いじめ問題に関すること。</u> <u>(14)</u> 略 <u>(15)</u> 略 <u>(16) 区立学校における課題解決支援に関すること。</u> <u>(17)</u> 略 学校図書館支援担当係長 略 教育相談係 (1)及び(2) 略 (3) 区立学校における課題解決支援に関すること(他の<u>係</u>に属するものを除く。))。 学びの多様化学校設置準備担当係長 略 教育指導係 略 <u>ICT活用教育担当係長</u> <u>(1) 区立学校におけるICT活用に係る計画及び調整に関すること。</u> (職責) 第5条 所長は、<u>杉並区教育委員会事務局教育政策担当部長</u> (以下「<u>教育政策</u>

新	旧
長_____という。)の命を受け、センターの事務(担当課長の担当事務を除く。)をつかさどり、所属職員(担当課長の担当事務に従事する職員を除く。)を指揮監督する。 2 担当課長は、事務局次長_____の命を受け、センターの事務のうち教育相談係長及び学びの多様化学校設置準備担当係長の担当事務をつかさどり、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 3～7 略 (報告) 第6条 所長及び担当課長は、毎月5日までに、次に掲げる事項について、事務局次長_____に報告しなければならない。 (1)及び(2) 略 2 略	担当部長_____という。)の命を受け、センターの事務(担当課長の担当事務を除く。)をつかさどり、所属職員(担当課長の担当事務に従事する職員を除く。)を指揮監督する。 2 担当課長は、教育政策担当部長_____の命を受け、センターの事務のうち教育相談係長及び学びの多様化学校設置準備担当係長の担当事務をつかさどり、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 3～7 略 (報告) 第6条 所長及び担当課長は、毎月5日までに、次に掲げる事項について、教育政策担当部長_____に報告しなければならない。 (1)及び(2) 略 2 略